

南知多町高齢者海っ子バス運賃補助事業実施要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、高齢者福祉施策の一環として、南知多町高齢者福祉計画の基本目標である「生涯にわたる健康・生きがいつくり」を目指して、南知多町内在住の高齢者に対し、南知多町コミュニティバス「海っ子バス」（以下「海っ子バス」という。）運賃補助（以下「補助」という。）に伴うＩＣカード（以下「敬老パス」という。）交付を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、本町の住民基本台帳に記録されている満65歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）有効な運転免許証を自主返納したもの。

（2）現に有効な運転免許証（原動機付自転車免許を除く。）を保有していないもの。

（3）町長が特に必要と認めたもの。

2 前項の規定にかかわらず、町が実施する他の公共交通費助成を受けているものは、補助対象者から除外する。

3 補助対象者の要件から外れた者は、速やかに町へ申し出なければならない。

（補助対象経費）

第3条 補助の対象となる経費は、海っ子バスの1回乗車の運賃で、別表第1で定める種別及び金額とする。

（補助対象期間）

第4条 補助対象期間は、交付の日から第2条に規定する対象者の要件を満たさなくなる日までとする。

（補助申請等）

第5条 補助を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、南知多町敬老パス交付申請書（様式第1号）町長に提出、または町が指定するウェブサイトにより申請しなければならない。なお、申請の種類は以下の各号に示すものとする。

（1）新規申請

（2）再発行申請

（補助の審査及び決定）

第6条 町長は前条に規定する補助申請があった場合、申請者が補助対象者であるか審査したうえで、補助の決定を行う。

（補助の方法等）

第7条 町長は、前条の規定により補助を決定した時は、申請者に対し、補助決定金額の乗車券として使用できる敬老パスを交付するものとする。

2 敬老パスの交付を受けるもの（以下「補助対象者」という。）は、敬老パスの保証金として別表第2で定める金額を町に支払わなければならない。ただし、補助対象者が敬老パスを町に返却した場合は、町は当該補助対象者に対し保証金を全額返還するものとする。

（補助の取消し）

第8条 町長は、補助対象者が敬老パスを不正に使用したとき、または第2条に規定する要件を欠くにいたったときは、補助の取消しをすることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

種別	1 回乗車の運賃
大人（中学生以上）	400 円

別表第 2 （第 7 条第 2 項関係）

種別	金額
敬老パス（I C カード）保証金	1,000 円